



国土交通省 中国地方整備局

倉吉河川国道事務所

お知らせ

平成30年7月25日

資料提供先：倉吉記者クラブ

『河川協力団体』を募集します

～パートナーシップの拡充にむけた取り組み～

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成25年6月12日に改正され、この中で河川協力団体制度が創設されました。

これを受けて、今年度も天神川水系の河川で国が管理する河川管理区間において、以下のとおり河川協力団体を募集することとしましたので、お知らせします。

【概 要】

1. 『河川協力団体』の募集について

河川協力団体の指定にあたっては、要件を満たす団体を倉吉河川国道事務所が募集し、申請のあった団体について、資質、能力等の審査を行います。

◆募集期間

平成30年7月25日（水）～平成30年10月1日（月）

◆申請方法・資格要件等

申請方法・資格要件等については、添付の「募集要項」をご確認下さい。

◆問い合わせ等

河川協力団体の制度、申請方法等について、ご不明な場合は下記問い合わせ先へお問い合わせ下さい。なお、募集要領及び関係書類の様式は倉吉河川国道事務所 Web サイト内『**河川協力団体**』の**募集**に掲載しています。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/river/bosai/bosyuu/bosyuu.htm>

「河川協力団体」とは

- 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO、町内会等の団体を支援するものです。
- 河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

※河川協力団体制度に関しては中国地方整備局の以下のサイトをご覧ください。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/kasen/kasenkyouryoku.htm>

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 TEL (0858) 26-6221(代)

副所長（河川） 菅野 秀治（すがの ひではる）

〈担 当〉河川管理課長 西村 徳之（にしむら のりゆき）

〈広報担当窓口〉調査設計第二課長 谷本 尚久（たにもと なおひさ）